

# 高齢者・障がい者身体拘束適正化に関する基本方針

令和6年4月1日

株式会社JoyHappy

訪問介護事業所ジョイハッピー

管理者 窪内幸也

株式会社JoyHappyは、次のとおり、身体拘束適正化に関する基本方針を定めます。

1. 会社は、高齢者および障がい者に対する身体拘束を原則禁止とし利用者のご家族や養護者が行っていた場合でも適切な処置が出来るよう行動します。
2. 高齢・障がい者の身体拘束に関する適正化を検討する委員会を設置し毎年4月に協議会を開催するまたその結果について、職員に周知徹底する。
3. 高齢・障がい者身体拘束の適正化に関する定期的な研修を行い身体拘束に対する理解を深めます。
4. 全従業員は高齢・障がい者等の身体拘束が疑われる行為を発見した場合は直ちに上長や相談窓口へ報告することを義務化する。
5. 身体拘束についてやむを得ない状況で身体拘束を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
6. 本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族等が閲覧できるようにします。
7. 管理責任者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など身体拘束に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。
8. 高齢・障がい者身体拘束適正化委員会の委員について下記に示す

## 【高齢・障がい者身体拘束適正化委員会】

- |         |           |
|---------|-----------|
| ○管理責任者  | 窪内幸也      |
| ○研修リーダー | 窪内安喜／窪内伸泰 |
| ○相談窓口   | 窪内安喜      |